

板橋区立男女平等推進センター
スクエア・I（あい）

令和5年度
(2023年度)

事業報告書

東京都板橋区
令和6年(2024年)9月



目 次

令和5年度（2023年度）事業報告書

1	施設概要／施設案内	1
2	事業実施状況	
	（1）令和5年度（2023年度）講座・講演会	5
	（2）令和5年度（2023年度）発行物	12
	（3）令和5年度（2023年度）その他普及啓発事業	16
	（4）第24回いたばし男女平等フォーラム講演内容	17
3	東京都板橋区男女平等参画基本条例	19

1 施設概要／施設案内

施設概要

令和6年（2024年）4月現在

設置目的

男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として設置。

名称

板橋区立男女平等推進センター

愛称

スクエア・I（あい）

※ 開館から10周年にあたる平成21年（2009年）3月に公募により決定。

「たくさんの色々な人たちが集まる場（スクエア）を板橋（I）に作っていこう」という思いが込められている。また、英語のIには、「私」や「アイデンティティ」、「愛する」の意味合いも含んでおり、老若男女誰もが集い、主体的に学習できる場所であることを表している。



開設年月日

平成11年（1999年）10月1日

所在地

情報資料コーナー・団体交流室

〒173-0015 板橋区栄町36-1 グリーンホール7階

（東武東上線「大山駅」北口下車徒歩5分、都営三田線「板橋区役所前駅」A3出口下車徒歩5分）

相談室

〒173-0014 板橋区大山東町32-15 板橋区保健所5階

（東武東上線「大山駅」北口下車徒歩8分、都営三田線「板橋区役所前駅」A3出口下車徒歩3分）

連絡先

情報資料コーナー・団体交流室

電話 03-3579-2790

相談室

電話 03-3579-2188

ホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/square/1002339.html>



開館時間

情報資料コーナー・団体交流室

9:00~21:30

(休館日: 年末年始、施設点検日等)

相談室

9:00~17:00

(休館日: 第2土曜日以外の土曜・日曜・祝日、年末年始)

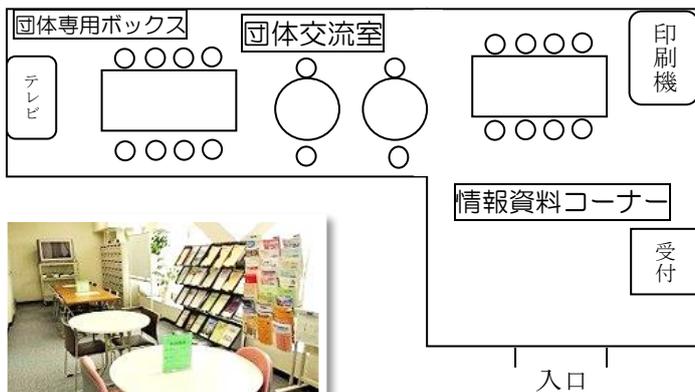
施設規模及び内容

施設総面積 約 129 m²

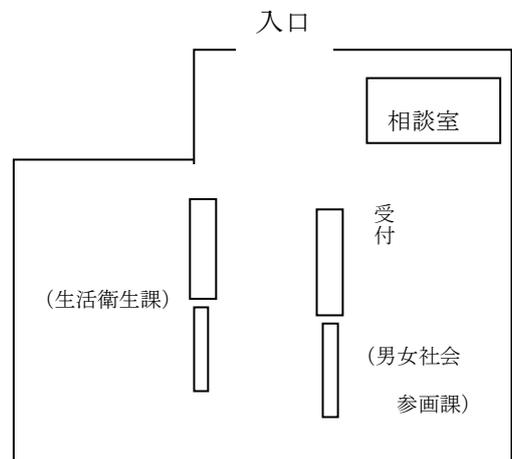
内訳: 情報資料コーナー・団体交流室 約 71 m²

相談室 約 58 m²

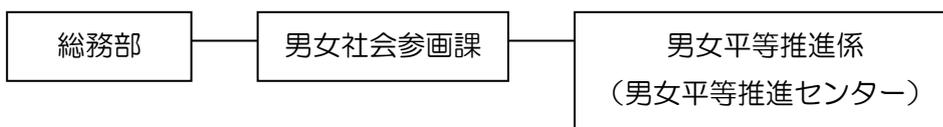
【情報資料コーナー・団体交流室】



【相談室】



組織



施設案内

情報資料コーナー

男女平等参画に関する図書や資料等が揃っており、閲覧や貸出（一人あたり5冊まで、2週間）を行っている。また、国や大学などが発行する資料や他の自治体などの情報（チラシや情報誌など）の収集及び提供を行い、区民や団体が様々な活動をするための支援を行っている。

【所蔵資料】（令和6年(2024年)4月1日現在）

【令和5年度(2023年度) 利用人数及び図書貸出冊数実績】

書籍	資料	DVD	情報資料コーナー 利用人数 (前年度比)	図書貸出（前年度比）		
				新規登録	貸出人数	貸出冊数
2,953冊	1,018冊	14本	1,574人 (+285人)	23人 (+9人)	118人 (+24人)	197冊 (+23冊)
3,971冊						

団体交流室

情報資料などの閲覧や、男女平等参画に関する活動・交流の場として利用できるフリースペース。男女平等推進センターの登録団体が使用する団体専用ボックスや優先で利用できるテーブル等が設置されている。

(1) 男女平等推進センター団体登録要件

- ・「板橋区男女平等参画基本条例」の理念に賛同できる団体であること
- ・構成員は5名以上で、男女平等の推進をはじめとした多様性を尊重する社会の推進に関する学習・活動を行っていること
- ・構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学者であること
- ・団体としての規約などが整備され、活動計画を有していること
- ・各団体代表者は登録団体連絡会（年数回開催）に出席し、男女平等参画推進に関する区主催事業及び登録団体主催事業に協力・参加できること ※営利目的や政治・宗教活動には利用できない。

(2) 登録団体のメリット

- ・団体交流室に設置された団体専用ボックスが利用できる。
- ・男女平等推進センターに設置されている印刷機を利用できる。（用紙は各自で持参）
- ・グリーンホール501・502・701・702・703会議室を一般料金の3割減額で利用することができる。（別途申請要件あり）

(3) 登録団体数

24団体（令和6年（2024年）3月31日現在）

(4) 登録団体連絡会

年3回、男女平等参画推進行政に関して情報を提供するとともに、団体のネットワークづくりに資することを目的に開催している。

相談室

家庭や地域での人間関係、職場や学校でのセクシャル・ハラスメント、配偶者や恋人からの暴力などの相談を行う。また、女性が健康について相談できる「女性健康支援センター」と連携し、「女性のための相談窓口」としても機能している。

(1) 相談時間

総合相談

【電話・面談】 月曜～金曜日及び第2土曜日の9:00～17:00 ※面談は予約制 土曜は電話のみ

【チャット】 月曜～金曜日の14:00～20:00

女性のための働き方サポートとフェミニスト相談

第2・4・5の水曜日及び第2土曜日の10:00～16:00 ※面談は予約制

DV専門相談

月曜及び木曜日の10:00～17:00

第2土曜日の10:00～16:00 ※面談は予約制

(2) 令和5年度（2023年度）相談件数

①-1 総合相談（電話・面談）

相談内容	相談件数	相談内容	相談件数
自分自身の問題	800件	病気・精神	2件
家族・親族関係	26件	セクハラ	9件
子ども関係	1件	DV	300件
人間関係	43件	ストーカー	2件
職場・仕事関係	22件	その他	99件
		計	1,304件

内 子育てママの個別カウンセリング（再掲）55件

内 性的マイノリティに関する相談（再掲）22件

①-2 総合相談（チャット）

相談の種類	相談件数
チャット相談	128件（内DV34件）

②女性働き方サポートとフェミニスト相談

相談内容	相談件数	相談内容	相談件数
働き方サポート	0件	人間関係	0件
自分自身の問題	18件	DV	0件
家族・親族関係	0件	その他	0件
子ども関係	0件	計	18件

③DV専門相談（電話・面談）

相談の種類	相談件数
DV専門相談	80件

2 事業実施状況

令和5年度(2023年度) 講座・講演会

いたばし男女平等フォーラム

保

一時保育あり

前身である「女性のつどい」から数えて30年以上にわたり実施している。毎回、公募区民による運営メンバーと協働で企画・運営を行い、男女平等参画意識の普及・啓発を図っている。

第24回目の開催となった今回は、古橋 大地氏による基調講演、ワークショップや講座、親子で楽しめる企画など様々な催しを実施した。

※基調講演の内容は17ページに掲載。

日時	内 容	参加者数
1月27日(土)	1 メイン講演会「防災・減災にこそ必要なジェンダー平等の視点～みんなで生き残るために～」 講師：古橋 大地（青山学院大学教授／マップコンシェルジュ(株)代表取締役社長） 2 講座「AIとジェンダー」 講師：横山 美和（玉川大学学術研究所人文科学研究センター特別研究員） 3 講座「親子で学ぶ性のおはなし～自分のからだやこころを大切にできるように～」 講師：土屋 麻由美（麻の実助産所 助産師） 4 区民団体協力企画「心が元気になるカラーセラピー」 5 区民団体協力企画「チャレンジしよう『かるた○○○穴埋めクイズ』」 その他各種イベント、消費者センター主催講座	延べ 294人 アーカイブ YouTube 配信 再生回数 140回

I (あい) サロン

※ 子ども同伴可

毎月、協力団体とテーマを設定し、参加者同士で気軽におしゃべりをする「仲間づくりの場」として実施。少人数でおしゃべりする中で、お互いの悩みや経験等を共有することで、男女平等参画の意識を持つきっかけだけではなく、地域のつながりも生まれている。

実施日	協力団体(略称)	テ ー マ	参加者数
7月4日(火)	成増まちの学校	発達障がい者援助のコツ	25人
8月1日(火)	WakuWakuサロン	SDGs ゆれるマリンオブジェをつくってみよう!	9人
9月5日(火)	温かい人間関係を築くサンクチュアリー	心地よい人間関係を求めて～楽しくおしゃべり～	9人
10月3日(火)	男女平等12人会	マイナンバーカードで私たちの生活はどう変わる?	10人

実施日	協力団体（略称）	テ ー マ	参加者数
11月7日（火）	いたばしイカレッジ・ネット	チャットGPTのこと、ざっくりと学んでみませんか？	16人
12月5日（火）	新日本婦人の会板橋支部	折り紙でクリスマスカードを作しましょう	10人
1月9日（火）	キャリアカフェ	心も体もぽかぽかほっこり足湯カウンセリング	8人
2月6日（火）	板橋後見センター	まだ大丈夫と言わないで！始めよう身じまいの準備	12人
3月5日（火）	いたばしCBプラットフォーム	こころのトリセツ	16人

※いずれも14:00～16:00

男女平等参画セミナー

男女平等参画に係る具体的なテーマのもと、セミナーを実施。近年は男性向け講座やLGBTに関するセミナーを主に実施した。

実施日	場 所	テ ー マ	講 師	参加者数
8月19日（土） 10:00～12:00	ZOOMを使用した オンライン開催	「良好なパートナー関係」 が「しんどい関係」に変わるとき	伊田 広行(立命館大学/ 大阪経済大学非常勤講師)	21人
10月19日（木） 19:00～21:00	オンライン (Zoom) YouTube配信 2/8～3/29	「ポストイクメン時代 の子育て」	平野 翔大 (医師・Daddy Support 協会代表理事)	17人 動画再生回数 12回
11月18日（土） 14:00～16:00	オンライン (Zoom) YouTube配信 12/25～3/29	「男性の生きづらさを考 える」	川口 遼 (名古屋大学男女共同参 画センター客員研究員)	11人 動画再生回数 29回
11月25日（土） 10:00～12:00	オンライン (Zoom) YouTube配信 12/4～1/31	「子育てと介護が同時 に！？～ダブルケアと仕 事の両立のヒント～」	室津 瞳 (NPO法人こだまの集い 代表理事)	19人 動画再生回数 87回
2月8日（金） 19:00～21:00	オンライン (Zoom) YouTube配信 3/25～4/9	LGBTセミナー「みんな でアライになろう！ よくわかるパートナー シップ宣誓制度」	星 賢人 (株)JobRainbow代 表)	24人 動画再生回数 57回

区民協働企画講座

保

区と団体が協働で講座等を実施している。団体が自らの活動で身に着けたスキルや知識を活かした講座は、男女平等参画に関する情報を区民に効果的に提供している。

また、団体の育成を図ることで、男女平等参画の啓発をより多くの区民に向けて効率的に展開することが期待できる。

※毎年度団体を公募し、審査を経て3団体に決定。

実施日	場所・団体	テーマ	講師	参加者数
9月24日(日) 10:00~12:00	グリーンホール WakuWakuサロン	育児の輪をひろげる～ 子育てが抱えている社 会現象～	山本 秀子(東京 家政大学 短期大 学部 保育科 准教 授)	10人
11月5日(日) 14:00~16:00	グリーンホール/オンラ イン (Zoom) YouTube配信 11/13~11/28 男女平等12人会	ジェンダーの視点で 「少子化」を考えよう ～少子化対策とジェン ダー平等推進は車の両 輪～	浅倉 むつ子(早 稲田大学名誉教 授)	35人 オンライン 16人 動画再生回数 39回
2月10日(土) 14:00~16:00	文化会館/オンライン (Zoom) YouTube配信 3/9~3/31 新日本婦人の会板橋支部	戦争とジェンダー～平 和を築くために…今、 私たちが出来ること～	川田 忠明(日本 平和委員会常任理 事)	53人 オンライン 4人 動画再生回数 105回

広報活動

- ・区報である「広報いたばし(6月17日号)」に、男女平等参画に関する意識啓発の記事を掲載
- ・区役所本庁舎内の音声付き電子掲示板で来庁者に向けて男女共同参画週間をPR

男女平等推進センター登録団体による様々な企画講座

内閣府が提唱する6月23日~29日の「男女共同参画週間」に合わせ、男女平等推進センター登録団体主催による様々な啓発活動を実施している。グリーンホールで男女平等推進センター登録団体主催により、憲法等のテーマを基に、各団体の知識やノウハウを生かした内容で講座や展示・交流コーナー等のプログラムを実施した。

※男女社会参画課は協力者として連携

○6月23日(金)~25日(日)「2023いたばし 男女共同参画週間行事」

<テーマ>

- ①あなたにとっても、私にとっても心地よい人間関
- ②戦争とジェンダー
- ③介護保険はどう変わるか
- ④ほっこり足湯カウンセリング

- ⑤みんなで少子化を考える
- ⑥アフリカの子育て
- ⑦簡単足もみ講座
- ⑧憲法はちゃんと活かされているか

就労関連講座

結婚・育児などで退職した後、もう一度自分らしく働きたいと考える女性や、起業を目指す女性を支援するために、就職活動・起業に必要なビジネススキルの習得や準備・心構えを学ぶための講座を、庁内関係所管課等と共催している。

子育て女性のための再就職支援セミナー（板橋区産業振興課・ハローワーク池袋との共催事業）

保

女性が子育てと両立しながら働くコツ、ライフプランやキャリアデザイン、就職活動等を学んでいくセミナー。平成29年度（2017年度）より産業振興課・ハローワーク池袋との3者共催事業として実施している。（全2回）

実施日	場所	テーマ	講師	参加者数
第1回 7月19日（水） 第2回 7月26日（水）	グリーンホール	第1回 今の私らしく、もういちど働き始める！スモールステップでかなえる私のワーク&ライフ 第2回 自分に合った働き方の実現に向けて、具体的な道筋を考えていきましょう！	第1回 きしなおこ （ハナマルキャリア総合研究所 キャリアカウンセラー） 第2回 高原 多嘉子 （ハローワーク池袋就労支援ナビゲーター）	第1回 20人 第2回 14人

※いずれも10：00～11：30

女性向け起業入門セミナー（板橋区産業振興課・企業活性化センターとの共催事業）

保

起業を考えているが具体的にどうしたらいいかわからない、起業仲間が欲しい、という女性に向けた講座。起業のノウハウや板橋区で受けられる支援、実際に起業した女性の体験談等の内容で実施している。

実施日	場所	テーマ	講師	参加者数
第1回 9月9日（土） 第2回 9月16日（土）	グリーンホール	起業のい・ろ・はを知ろう！ 女性の起業入門セミナー ・起業の基本講座 ・ミニセミナー・相談会など	中嶋 修（板橋区企業活性化センター長） 有田 やもり（コンパス造形教室主幹講師） 青木 一生（アライフコンサルティング代表） 今野 輝子（カフェ8月のライオンオーナー）	第1回 20人 第2回 17人

※いずれも9:30～11:30

女性再就職支援セミナー（東京しごとセンターとの共催事業）

保

結婚・出産等で離職した女性を対象に再就職にあたってのノウハウや具体的な仕事探しのポイント等を学ぶセミナー。希望者にはセミナー終了後キャリアカウンセラーによる個別相談会を実施した。

実施日	場所	テーマ	講師	参加者数
1月12日（金） 10:00～12:00	グリーンホール	今の自分ができること、やりたいこと「自己理解・自己PRのポイント」	鈴木 真木子 （女性しごと応援キャラバン室長）	55人

いたばしI（あい）カレッジ

男女平等参画社会を推進するため、地域における様々な課題の解決にむけた幅広いテーマについて学び、地域社会などへの「参加」から積極的な「参画」のための実践的行動力と意識を持った人材の育成を図るために連続講座を開催している。

子育てママの未来計画

育児中の女性に向けた支援として、出産で一度退職した女性、育児休業中の女性等を対象とした女性の自己肯定感向上のための講座を実施した。東京家政大学と共催で平成29年度（2017年度）から実施している。

実施日	開催方法	テーマ	講師	参加者数
レジリエンス編 7月5日（水） 7月12日（水）	オンライン （Zoom）	こころの元気「レジリエンス」を取り戻す方法	並木 有希 （東京家政大学 女性未来研究所 副所長・人文学 部准教授）	レジリエンス編 延べ39人 家政学入門編 延べ19人
家政学入門編 7月22日（土） 7月29日（土）		自分の持つ「資源」を整理する	平野 順子 （東京家政大学 短期大学部保育 科准教授）	

※いずれも 10:00～11:30

いたばしI（あい）カレッジ女性版

女性が自分らしさ・自分の能力を発揮できるようになることを目標とし、自分磨き及び社会参画への意欲向上、仲間づくり、自主的な団体形成に向け、継続的な学ぶ機会を提供する。

実施日	開催方法	テーマ	講師	参加者数
【前期】 9月6日（水） 9月13日（水） 9月20日（水）	グリーンホール	更年期は人生の転換期	高尾 美穂（女性のための統合ヘルスクリニックイーク表参道副院長） 吉川 千明（「更年期からのヘルスケア」主宰） 北廣 和江（NPO日本コンチネンス協会首都圏支部副支部長）	延べ 100人

※いずれも10:00～11:30

実施日	開催方法	テーマ	講師	参加者数
【後期】 2月1日(木) 2月8日(木) 2月15日(木)	グリーンホール	40代・50代から考える、人生100年時代	金澤 美冬(プロティアン株式会社 代表取締役社長) 馬養 雅子(オフィス・カノン代表) 高梨 博子(日本女子大学生涯学習センター所長)	延べ60人

※いずれも18:30~20:00

いたばし I (あい)カレッジ男性版

「いたばしパパ月間」に合わせ、職場や家庭における行動経済学理論の応用について学ぶ講座を実施した。

実施日	開催方法	テーマ	講師	参加者数
第1回 10月24日(火) 第2回 10月25日(水)	オンライン (Zoom)	家庭と職場の行動経済学(前編) 家庭と職場の行動経済学(後編)	竹内 幹 (一橋大学大学院経済学研究科 准教授)	延べ60人

※いずれも19:00~20:30

いたばしパパ月間

10月を「いたばしパパ月間」と位置づけ、男性の家庭生活のサポートに関連する様々な取組・啓発を行った。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所本庁舎イベントスクエアでの展示 ・男女平等参画セミナー ・いたばし I (あい) カレッジ 男性版 ・イオン板橋ショッピングセンターでのパネル展示 ・男女平等推進センター登録団体との連携事業「アルバムカフェ 家族で持ちたいあんしんカード」 ・東京青年会議所板橋区委員会との連携事業「育児カードゲーム カジークジー体験会」 ・区内父子対象事業のホームページでの一体的周知
------	--

ダイバーシティフェア

多様性を活かし合う豊かな成長社会を目指し、ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）の推進のため、区役所のダイバーシティ（多様性）に関連する各課の取組や人権等に関するパネル、ユニバーサルデザインに関する展示、LGBTセミナーの開催、D&Iに関する情報誌の発行等を行った。

実施期間	場所	内容
2月5日（月） ～2月9日（金）	区役所本庁舎 イベントスクエア	・パネル展示&カラーリボン配布 ・LGBTセミナー（男女平等参画セミナーの一環として実施） ・人権関係DVD上映 ・ユニバーサルデザイン関連の展示

北朝鮮人権侵害問題啓発

12月10日～16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせ、重大な人権侵害である拉致問題に関する啓発展示を行った。

実施期間	場所	内容
12月8日（金）～ 12月15日（金）	区役所本庁舎 壁面前	・拉致問題のパネル展示 ・拉致問題啓発DVD放映 ・パンフレットの配布

令和5年度(2023年度)発行物

男女平等参画推進情報誌「スクエアー・I(あい)」

編集委員を区民から公募し、区と協働で企画・取材・編集を行う。令和5年度(2023年度)は第29号を発行。特集記事は「自己肯定感を上げるには」と題し、自己肯定感が高いことのメリットや自己肯定感が診断できるチェックシートなどを掲載した。

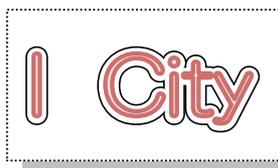
区立施設や区内医療機関等に配布し、広く男女平等参画の啓発・普及を図った。



発行月	発行部数	内容	編集会議
3月	5,000部	スクエアー・I(あい) 第29号 特集 「自己肯定感を上げるには」 その他 ・男女平等推進センターからのお知らせ など	5月～3月(全8回) 編集委員 3人

男女平等推進センター通信「I City ～あいしてい～」

男女平等推進センターが、男女平等参画に関する話題について、データなどを使ってわかりやすく発信する情報紙。



発行月	発行部数	内容
3月	1,000部	I City～あいしてい～ No.24 特集 「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて」 内閣府が行ったアンコンシャス・バイアスに関する調査をもとに、無意識の思い込みの解消に向けた意識啓発を行った。

令和5年度(2023年度) その他啓発事業

いたばしgood balance会社賞

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場の環境づくりに取り組む板橋区内の中小企業等を、平成24年度(2012年度)から「いたばしgood balance会社賞」として表彰している。

令和5年度(2023年度)8社が受賞し、区長室で表彰式を開催。これまでの11年間で36団体を表彰している。表彰式や、受賞企業の取組を紹介したリーフレットを配布することにより、区内事業者の意識啓発も図っている。



いたばしgood balance
ロゴマーク

2つの色は、ワーク(仕事)とライフ(生活)を表している。また、このマークには角がなく左にも右にも自由に傾くため、「一人ひとりのライフステージに応じて、仕事と生活のバランス(それぞれの比率)は変化すること」を表している。中心の笑顔は、「社員が笑顔で明るく働ける会社」を表現している。

令和5年度(2023年度) 表彰企業紹介



株式会社 須賀

【代表者名】 須賀 譲之助
【創業年月】 1960年5月
【所在地】 氷川町 19 - 11
【電話番号】 03 - 3961 - 1953
【業種・事業】 オートバイの販売及び修理
【総従業員数】 2人(男性2人)

<令和5年(2023年)11月現在>



イチオシ!

- ◎ メーカー作業指示書を自社用にアレンジすることによる作業の効率化
- ◎ 作業内容をクラウド上で共有することによる情報伝達漏れの防止
- ◎ 従業員の視点に立った余裕のあるスケジュール管理



株式会社 大治

【代表者名】 大門 秀之
【創業年月】 1966年7月
【所在地】 板橋 2 - 53 - 6
【電話番号】 03 - 3962 - 5631
【業種・事業】 包装資材の販売
【総従業員数】 24人(男性8人、女性16人)

<令和5年(2023年)11月現在>



イチオシ!

- ◎ 社長自らの個別面談による従業員からの意見聴取及びメンタルケア
- ◎ 効率的な配達地域分け・他社配達の活用による配達時間の削減
- ◎ インターネット受注への切替による従業員負担の軽減



東京都チャレンジプラストッパン株式会社

【代表者名】 田中 茂登彦
【創業年月】 1983年6月
【所在地】 小豆沢 1 - 16 - 2
【電話番号】 03 - 3968 - 5800
【業種・事業】 印刷関連業務
【総従業員数】 159人(男性122人、女性37人)

<令和5年(2023年)11月現在>



イチオシ!

- ◎ 従業員の状況に応じた在宅・時差勤務の実施
- ◎ 有給休暇とは別に通院のための「サポート休暇」の付与
- ◎ 育児休業中の従業員への手当支給など法定を上回る様々な取組

受賞 株式会社ノエマエンジニアリング

【代表者名】 黒木 修
【創業年月】 1991年6月
【所在地】 双葉町 35 - 12
【電話番号】 03 - 5375 - 7471
【業種・事業】 総合建設業
【総従業員数】 26人(男性21人、女性5人)
＜令和5年(2023年)11月現在＞

イチオシ!

- ◎ クラウド型電子黒板・勤怠管理システムの導入による業務の効率化
- ◎ テレワークの活用などによる従業員のニーズに応じた働き方の実現
- ◎ 新たな職域「建設ディレクター」導入による女性の活躍の推進

受賞 富士工業株式会社

【代表者名】 大沢 創一
【創業年月】 1945年9月
【所在地】 若木 1 - 26 - 13
【電話番号】 03 - 3931 - 1501
【業種・事業】 機械器具設置工事業・電気工事業など
【総従業員数】 18人(男性13人、女性5人)
＜令和5年(2023年)11月現在＞

イチオシ!

- ◎ グループウェアの導入による効率的なスケジュール・設備管理
- ◎ 性別を問わない育児休業取得の推奨と子育て支援
- ◎ 会社独自の62歳定年制度の導入とシルバー人材の活躍

受賞 不退運輸株式会社

【代表者名】 今井 仁
【創業年月】 1984年4月
【所在地】 高島平 1 - 43 - 3
【電話番号】 03 - 6909 - 7763
【業種・事業】 運送業
【総従業員数】 16人(男性15人、女性1人)
＜令和5年(2023年)11月現在＞

イチオシ!

- ◎ 事前調整の徹底による配送待ち時間の削減
- ◎ 法定義務のない2t車にもタコグラフ(運行記録計)を搭載し適正な労働時間の管理
- ◎ 配送先グループごとの情報共有による属人化の回避

受賞 株式会社プリントハウス

【代表者名】 大崩 チエ子
【創業年月】 1994年8月
【所在地】 氷川町 38 - 3
【電話番号】 03 - 5916 - 4433
【業種・事業】 印刷業
【総従業員数】 6人(男性1人、女性5人)
＜令和5年(2023年)11月現在＞

イチオシ!

- ◎ 前後の工程を意識した多能工化とマニュアルの整備
- ◎ ITシステム活用により業務効率を改善し人員配置を見直し
- ◎ 風通しの良い職場作りと子育て中の従業員への支援

受賞 株式会社丸富商店

【代表者名】 野田 英
【創業年月】 1995年2月
【所在地】 高島平 6 - 2 - 4
【電話番号】 03 - 6904 - 2027
【業種・事業】 食肉卸業
【総従業員数】 37人(男性32人、女性5人)
＜令和5年(2023年)11月現在＞

イチオシ!

- ◎ エリアを越えた配達量の調整と外部委託の活用による業務負担の軽減
- ◎ 勤続5年以上の従業員への子ども手当の追加支給と65歳定年制度の導入
- ◎ 工場直売会の実施による地域貢献と従業員意欲の向上

DV（デートDV）防止啓発事業



区内大学の大学祭への出展

若年層に対する「デートDV防止」の啓発を図るため、区内大学の大学祭へ出展し、パープルリボンの配布や展示を行っている。

出展は、区の男女社会参画課・健康推進課・予防対策課の3課で連携しており、デートDV防止・乳がん予防・HIV予防に関する啓発を、板橋区役所として一体的に行っている。



令和5年度（2023年度）出展大学

淑徳大学・淑徳短期大学、帝京大学、大東文化大学の大学祭で出展

※東京家政大学は学外者立ち入り不可のため、パンフレットの配布を依頼した

「成人の日のつどい」における啓発

例年、板橋区内で開催される「成人の日のつどい」（成人式）において、案内状にDV・デートDV防止に関するホームページの二次元コードを添付し啓発を行った。

女性に対する暴力をなくす運動期間

毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、アウェアネスリボンキャンペーンを行い、本庁舎1階のプロモーションコーナーで展示を行った。

DV防止に関するパネルの展示や、パープルリボンの配布、アウェアネスリボンに関する各課の取組や相談室を周知するためのリーフレットやカードの配布を行い、区役所に来庁された方々に向けて啓発活動を実施した。

デートDV防止啓発出前講座

交際に対して誤った認識を持ってしまいがちな中学生に対して、デートDVについての正しい知識の重要性について理解してもらうことを目的に、出前講座を行っている。

令和5年（2023年）11月17日（金）・令和6年（2024年）2月29日（木）・3月4日（月）・5日（火）・7日（木）・11日（月）

実施場所：区立高島第三中学校・加賀中学校・赤塚第二中学校・上板橋第三中学校・赤塚第一中学校・板橋第三中学校（開催順）

実施対象：第9学年生徒

講師：東京弁護士会法教育総合センター所属弁護士・男女社会参画課職員

その他普及啓発事業

メディアリテラシー講座

メディアの情報を正しく理解して活用し、上手にコミュニケーションする力（メディアリテラシー）の向上のために、ネット上のさまざまなトラブルに巻き込まれることがなくなるよう注意喚起を目的に出前講座を行っている。

令和5年（2023年）11月17日（金）・令和6年（2024年）2月29日（木）・3月4日（月）・5日（火）・7日（木）・11日（月）

実施場所：区立高島第三中学校・加賀中学校・赤塚第二中学校・上板橋第三中学校・赤塚第一中学校・板橋第三中学校（開催順）

実施対象：第9学年生徒

講師：男女社会参画課職員

第24回いたばし男女平等フォーラム基調講演

「防災・減災にこそ必要なジェンダー平等の視点～みんなで生き残るために～」

<開催概要>

- ・とき 令和6年(2024年)1月27日(土) 14:00~16:30
- ・場所 板橋区立グリーンホール 2階ホール
- ・講師 古橋 大地さん(青山学院大学地球社会共生学部教授/マップコンシェルジュ(株)代表取締役社長/NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン理事長)
- ・参加者数 50名

<講演要旨報告>

大学ではドローンを利用した新しい技術を使って地図を作るという授業を行っています。最先端の技術を社会実装し、行動できる人材を育成しています。また、ドローンボードというプロジェクトを立ち上げ、自治体と災害協定を結び、災害時にドローンで撮影をしています。今までできなかったことを速やかに行うためにドローンは有効なツールとなっています。

災害時に必要な情報の一つが地図情報であり、被災地に必要な地図を素早く提供することが求められています。時代は紙地図からデジタルに移行していて、地図の民主化が始まっています。地図の民主化とは誰でも地図作りに参加でき、誰もが自由に地図を使えることです。オープンストリートマップ(以下 OSM という)は誰でも自由に利用でき、なおかつ編集機能のある世界地図を作る共同作業プロジェクトです。オンラインの地図では、「この橋は通れない」「仮設トイレの場所」などの情報がリアルタイムで更新され、Xに地図情報を載せることによって、どこで何が起きているかを情報共有できます。

インターネットが使えない場合に、オフラインで使える地図アプリがあります。オフライン地図アプリは、インターネットがなくても地図をナビゲーションできます。災害時だけでなく、電波が繋がりにくい時などにも無料で使用できます。

OSMの地図は人種・年齢・性別いろいろな人が作っています。2008年頃は、白人が多く、男性社会なコミュニティでした。アメリカでのOSMのカンファレンスでアリッサという女性が調べた結果、2010年から2011年頃のOSMコミュニティで女性マッパー(地図を書くボランティア)は3%しかいませんでした。アリッサは、自分たちが必要とする情報を入力するために、コミュニティに3%しか女性がいないというのは、バイアスがかかっている状態で問題であると主張しました。アリッサの提案は、①ジェンダーバランスの可視化②現状の分析③多様性促進を主導していく、というものでした。この意見により、バイアスのかからないバランスのよいコミュニティにしようとする流れができてきました。現在のOSMのコミュニティは年齢・性別・人種・障がいなど多様な人が参加するバランスのいいコミュニティとなっています。防災・減災コミュニティも避難所の意思決定や行政に意見できる人など、表に出ていく人が男性である傾向が強いのは地図のコミュニティとよく似ています。災害は相手を選ばない、すべての人に関係するので、ジェンダーバランスを含めてさまざまなバランスを考えなければいけません。「災害対応力を強化する女性の視点」という内閣府が作成したガイドラインに7つの基本方針が掲載されてい

ます。「①平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる。」、「②女性は防災・復興の『主体的な担い手』である。」、「③災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する。」、「④男女の人権を尊重して安全・安心を確保する。」、「⑤女性の視点を入れて必要な民間との連携・協力体制を構築する。」、「⑥男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける。」、「⑦要配慮者の対応においても女性のニーズに配慮する。」、以上の7つです。ジェンダーバランスを改善するためには、アリッサの提案にあったように、ジェンダーバランスの可視化・現状の分析・多様性促進を主導していくことが必要であり、上記7つの基本的な考え方にリンクしていると再確認できます。

災害弱者へのフォローを他人任せにしないことが大事です。災害でよく言われているのが自助・共助・公助の3つの視点です。国や行政ができることは限られてしまうので、共助の考え方をどこまで作り込んでいくかが重要となります。

発災後のメンタルケアについて、今までたくさんの被災地で避難所の様子を見てきました。東日本大震災では、避難所にいる女性たちが海産物の選別作業を行っていました。避難所にも何かできる仕事があることの重要性、それぞれがスキルを活かして、避難所でもできる「何か」を持っていくといいと思います。地図を作るスキルもその一つです。

インターネットと端末があればいろいろなことができます。もはやインターネットは水や電気と同じ生きていく上で必要なインフラです。これからの避難所は安心して使えるインターネット完備が当たり前になります。東京都もオープンローミングという仕組みを取り入れており、避難所を含めてあちこちで安心してインターネットが使える施設を増やしています。インターネットを使う人も使わない人もどちらも大事で、オープンデータ（誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ）にしておくことでみんなが地図を自由に利用・印刷・再配布できます。インターネットを使う人も使わない人も当たり前前に情報が受け取れるような世の中をつくりたいと思っています。

フェーズフリー（平常時や災害時などの社会の状態に関わらず適切な生活の質を確保しようとする概念）という考え方があります。今、激甚災害が起きたとしてインターネットを使わずに自宅まで歩いて帰れますか？スマホにオフライン地図アプリが入っていれば、インターネットがなくても地図が使えます。東京都公式オープンローミングのWi-Fi利用者登録をしておけば、いつでもインターネットにつながります。防災だけでなく、普段の活動からジェンダーバランスの可視化、現状分析、多様性促進を主導する意識が大事です。

多様な人々がそれぞれの目的で当たり前前に情報にアクセスできる世の中をつくりたい。そのためには年齢・性別・人種・障がいその他多様な人々と気軽につながることができればと思っています。伊能忠敬は「歩け歩け、続けることの大切さ」という言葉を残しています。1億人の日本人が伊能忠敬のようなマインドで、当たり前前に地図を作れて使える世の中にしていきたいと思っています。

以 上

○東京都板橋区男女平等参画基本条例
平成15年3月6日東京都板橋区条例第8号
東京都板橋区男女平等参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第13条）

第3章 推進体制（第14条・第15条）

第4章 苦情処理（第16条—第21条）

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会
（第22条—第25条）

第6章 雑則（第26条）

付則

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくる必要があります。

ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地

域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。
 - (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。
 - (4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
 - (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- （基本理念）

第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。
- (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立する

ことができるように環境が整備されること。

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。

(区の責務)

第5条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

(事業者・民間団体の責務)

第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。

2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、公表しなければならない。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。

3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区の付属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を

講じ、男女間の均衡を図るものとする。

2 区長は、男女平等参画の促進に必要なと認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

第10条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

第12条 区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第13条 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

第14条 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。

2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第15条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

第16条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。

(1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項

(2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。

(1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

(2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

(3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項

(4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項
(苦情処理委員会の設置)

第17条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

第18条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情処理委員会の職務等)

第19条 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。

(1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。

(2) 第16条第1項第2号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。

(3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。

2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。

3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義

務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。

(1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方

(2) 行動計画の実施結果に関する評価

(3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。